

地域貢献に関する連携協定書

学校法人市邨学園名古屋経済大学（以下「甲」という。）と株式会社竹藤商店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が地域社会の発展に資するために、次条に定める事項について連携・協力をを行うことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項（以下「連携・協力事項」という。）について、連携し協力する。

- （1） 地域の活性化に関する事項
- （2） 産業の振興に関する事項
- （3） 福祉の推進に関する事項
- （4） 地域文化の振興に関する事項
- （5） 教育、人材育成、国際交流に関する事項
- （6） その他連携活動に寄与するものとして、甲及び乙が合意した事項

（連携・協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する連携・協力事項の具体的な内容、実施方法その他必要な事項については、その都度協議の上、合意により定めるものとする。

（窓口の設置）

第4条 甲及び乙は、前2条の連携・協力事項を推進するため、相互に窓口を設置する。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の遂行上知り得た相手方の情報については、本協定第2条及び第3条に基づく業務の遂行の目的にのみ使用するものとし、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- （1） 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
- （2） 法令により開示を求められた情報

2 前項の義務は、本協定終了後も存続するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲及び乙は、自らが、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び過去に暴力団員等に該当することがなかったこと並びに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- （1） 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （2） 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （3） 暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- （4） 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- （5） 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- （1） 暴力的な要求行為
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3） 脅威的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4） 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- （5） その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、連携・協力の継続が不適切である場合、何らの催告を要せずに、本協定を解除することができる。なお、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

（有効期間）

第7条 本協定は、その締結日から発効し、有効期間は3年間とする。期間満了の前月末日までに甲又は乙から本協定を更新しない旨の書面による申し出がないときは、本協定は3年間更新され、その後も同様とする。

（協定解除）

第8条 甲又は乙は、本協定の有効期間中、相手方に対して1か月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することができるものとする。

（協議事項）

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲及び乙の間で誠意をもって協議し、合意の上、決定する。

本協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

2025（令和7）年 5 月 9 日

甲 学校法人市邨学園名古屋経済大学

学長

佐分晴夫

乙 株式会社竹藤商店

代表取締役社長

秦野利彦